照明設備の更新を検討されている事業所の皆様へ

今回限り

豊田市中小事業所等LED照明器具更新費補助金

店舗・工場・事務所内の照明をLED照明に更新する費用を補助します。

令和８年６月1日（月）受付スタート！

対象者	**豊田市内で1年以上事業を継続している事業者**　ただし、以下の事業者に限ります。 ・中小企業者 ・従業員300人以下の法人（会社法上の法人を除く。） ・風営法第2条第5項に規定する事業を営んでいない者
対象事業	①室内にある既存照明設備の**更新事業のみ対象**です。 ②補助対象経費の合計が**20万円以上（税抜）**の事業が対象です。 ③申請者が自ら所有、購入、使用するものに限ります。 ④コンセント式、充電式、ランプの交換のみは**対象外**です。 ⑤更新前後で照明器具の意匠が大きく変わるものは**対象外**です。 ⑥申請は同一事業者に対し、1回限りです
対象経費	①調査費：事業を行うために直接必要な調査、管理及び試験に要する経費 ②設計費：事業を行うために直接必要な基本設計、実施設計に要する経費 ③設備費：事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費、事業を行うために必要な機械の使用に要する経費、既存照明の撤去に要する費用(処分費は対象外) ④付帯工事費：事業を行うために直接必要な天井補強工事に要する経費
補助率 限度額	補助率：補助対象経費の１／２ 限度額：300万円
問合せ先	**豊田市中小事業所等 LED 照明器具更新費補助金事務センター** 電話番号：050-5865-9873 曜日：火曜日～木曜日 時間：午前10時～午後４時（正午～午後１時を除く。） 開設期間：令和８年５月26日～令和９年２月25日 メールアドレス： toyota_sangyoushinkouka_ledhojyokin@os.persol-bd.co.jp

申請から交付までの基本的な流れ

事業者		提出先
①事前確認 （提出先：事務センター） ・受付期限 **令和８年８月31日（月）**	→	**②確認** ・1～2か月の審査期間想定
④事業着手・完了 ・①の事前確認提出の翌日から事業着手(契約・発注)可能 ・**12月31日までに**認証事業と認証事業に係る全ての支払が**完了**すること。	←	**③確認通知**
⑤実績報告 （提出先：事務センター） ・④の事業完了日から30日以内に実績報告をすること。	→	**⑥審査** ・1～2か月の審査期間想定
	←	**⑦補助額確定**
⑧請求 （提出先：産業振興課） ・⑦の通知後速やかに	→	
	←	**⑨支払**

●既に実施済みの事業は対象になりません。事業着手前に事前確認依頼書を提出してください。

●詳しくは豊田市産業振興課のホームページでご確認ください。

第４版　令和８年４月20日作成

【請求書の提出先】
豊田市役所 産業部 産業振興課(〒471-8501　豊田市西町3丁目60番地　豊田市役所西庁舎７階)